

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

27松地環第1-4号
平成28年(2016年)4月7日

長野喜楽鉱業株式会社
代表取締役 小宮山 雅弘 様

長野県松本地方事務所長

平成28年1月28日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可、特別管理産業廃棄物処分業の新規許可、産業廃棄物処理施設の変更許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山 雅弘 長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地3	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字北小野字水ノ別1649番地1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	油水分離 沈殿分離 中和	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	産業廃棄物 汚泥 廃油(潤滑油系に限る。) 廃酸 廃アルカリ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	油水分離施設 廃油(潤滑油系に限る。) 64m ³ /日 (8m ³ /h : 8時間稼働) 沈殿分離施設 汚泥14.4m ³ /日 (0.6m ³ /h : 24時間稼働) 中和施設 廃酸、廃アルカリ14.4m ³ /日 (0.6m ³ /h : 24時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	<u>沈殿分離施設</u> <u>汚泥14.4m³/日 (0.6m³/h : 24時間稼働)</u> <u>中和施設</u> <u>廃酸、廃アルカリ14.4m³/日 (0.6m³/h : 24時間稼働)</u> 処理する産業廃棄物 廃油(潤滑油系に限る。) <u>汚泥、廃酸、廃アルカリ</u> 油水分離施設で処理する産業廃棄物 廃油(潤滑油系に限る。) <u>油水分離施設で処理する特別管理産業廃棄物</u>	(新設) 処理する産業廃棄物 廃油(潤滑油系に限る。) 油水分離施設で処理する産業廃棄物 廃油(潤滑油系に限る。)

	廃油（灯油類、軽油類に限る。）	
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	塩尻市 北小野古町区 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	塩尻市長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業場を有する者 周辺地域内において農業又は林業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	平成28年5月14日（土）午後7時30分から 塩尻市北小野3353番地2 古町地区公民館	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。